平成２２年（フ）第２１１号
福井県鯖江市桜町３丁目５番５号
債務者　井上日出男
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
福井市開発２―302、住民票上の住所福井市舞屋町第１号３番地11
債務者　丸山　和彦
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
長野市三輪９丁目38番３―306号、前住所長野市上野１丁目1547番地27　ハイツＧＳ201
債務者　北島　　学
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
長野県東筑摩郡朝日村大字古見2653番地６
債務者　志村　義春
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３１号
長野県飯田市伝馬町１丁目14番地、前住所長野県下伊那郡松川町上片桐949番地32
債務者　木下　美保（旧姓奈良井）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第５０号
長野県飯田市座光寺789番地４　コートハウスＵ101号
債務者　川尻　　学
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第５８号
三重県伊賀市霧生241番地
債務者　長谷　俊征
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１６５号
三重県四日市市鵜の森２丁目９番６号　広瀬ビル４Ｆ・Ｃ
債務者　沢村敏夫こと　朴　　敏夫
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
滋賀県東近江市川合町628番地５
債務者　遠藤　良次
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第８１号
滋賀県彦根市安清東町95番地　1103号
債務者　大石　直子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３６５号
兵庫県尼崎市昭和通２丁目10番１号コーポイケダ４―Ｃ号
債務者　神山　明美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４７８号
兵庫県西宮市鳴尾町１丁目15番３―403号
債務者　吉川　智美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９０号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目62番23号
債務者　廣瀬　千春
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５１０号
兵庫県尼崎市南塚口町６丁目２番10号ジョイフル南塚口Ｉ号館305、前住所兵庫県尼崎市栗山町１丁目23番１―305号
債務者　濱本　賢一
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３１号
兵庫県たつの市新宮町鍛冶屋505番地１
債務者　田中　由美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第１３６号
鳥取県鳥取市津ノ井286番地の９、旧住所大阪府岸和田市吉井町４丁目１番６―805号
債務者　山下　孝雄
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０５号
鳥取県米子市米原８丁目12番23号
債務者　遠藤千賀子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部